

(様式 1 - 3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 31 年 1 月時点

本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	14	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (営農再開支援水利施設等保全事業)南相馬地区	事業番号	(5)-40-1
交付団体	南相馬市		事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)	
総交付対象事業費	(191,224) 255,825(千円)		全体事業費	(314,882) 320,426(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>市が管理する排水機場等の基幹的土地改良施設は、農業生産活動の根幹を成す基幹的インフラである。これらの基幹的土地改良施設は、避難指示区域全域に存在し、震災以前は市及び受益者が経費を負担して運転・補修を行い、地域農業の発展を支えてきた。これら施設については、原子力災害に伴う受益者・管理者の避難や営農活動制限の影響を受け、その費用負担や管理体制が維持できず、施設機能の保全が困難となっている。</p> <p>これらの施設は地域の基幹的施設で、地域営農の再開を果たす上で不可欠な施設であることから、この機能を維持していく必要がある。</p> <p>本事業を導入することにより、基幹的インフラとしての機能を維持し、被災農家を含めた地域住民の帰還促進と営農再開を図っていく必要がある。</p>					
事業概要					
<p>農業用排水施設等を保全するために必要な点検、見回り、除草、清掃及び管理運転等の保全管理や、農業用排水施設等の利用再開のために必要となる試運転、機能診断、補修・補強等を行う。</p> <p>【南相馬市復興総合計画 基本指針 1 地域の特性を見つめなおし、産業と交流がさかんなまちづくり】 P 5 6</p> <p>基本施策(2) 農林水産業の再興 施策 農業の再生と振興</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 31 年度></p> <p>概要： 1 農業用排水施設等の保全管理 一式(11 施設)</p> <p>2 農業用排水施設等の試運転、補修等 一式(11 施設)</p> <p>(11 施設内訳)</p> <ul style="list-style-type: none">・排水機場・・・8 箇所(金沢、泉、前向、小浜、谷地、小高、塚原第二、福浦南部)・海岸保全施設(樋門)・・・3 箇所(金沢、雫、洪佐) <p><平成 32 年度以降></p> <p>継続して事業実施予定</p>					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>避難指示区域であった本地区における営農再開の加速化には、排水機場等の防災施設の機能維持が不可欠であることから、再生加速化の目標達成に向け、農業用排水施設等の保全管理並びに試運転、補修等を行う必要がある。</p>					

関連する事業の概要

南相馬地区直轄特定災害復旧事業...小浜、谷地、塚原第二、福浦南部排水機場 県営災害復旧事業 ...金沢、泉、前向、小高排水機場 金沢、雫、渋佐樋門

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
------	--

事業名	
-----	--

交付団体	
------	--

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 31 年 1 月時点

本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	27	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業)(基金型) 南相馬地区	事業番号	(5) - 40 - 5
交付団体	南相馬市	事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)		
総交付対象事業費	(11,789,895) 13,317,929(千円)	全体事業費	(11,789,895) 13,317,929(千円)		
帰還環境整備に関する目標					
<p>福島第一原子力発電所の事故による災害以前は、非かんがい期にため池を干しあげ、堆積した土砂を除去するなどの利水管理を行ってきたが、同災害後は、堆積土に含まれる放射性物質の影響により土砂上げができず、利水管理が困難な状態が続いている他、堆積している汚染土砂の流出が懸念される。</p> <p>農業水利施設としてのため池機能を保全し、また、堆積している汚染土砂の農地への拡散等を防ぐためには、放射性物質に汚染された土砂等の除去をはじめ、拡散を防止するための対策を講じる必要がある。</p> <p>また、今回申請するため池は除染にならないことを確認した。(技術マニュアル P26 の 3 要件に該当しない。)</p> <p>よって、本事業を推進することにより、農業水利施設としての機能の保全・回復を行い、避難地域の被災農家を含めた地域住民の帰還促進と営農再開を図っていく必要がある。</p>					
事業概要					
<p>基礎調査(個々のため池の水質・底質の汚染状況等を把握)</p> <p>詳細調査(基礎調査の結果に基づき、汚染濃度が高いため池内の底質の汚染濃度分布を把握)</p> <p>対策の検討及び総合的な対策推進計画の策定</p> <p>放射性物質対策工(検討結果に基づき、ため池の底質の固化、被覆、除去等を実施)</p> <p>【南相馬市復興総合計画 基本指針 1 地域の特性を見つめなおし、産業と交流の盛んなまちづくり】</p> <p>基本施策(2) 農林水産業の再興 施策 農業の再生と振興に取り組みます</p> <p>施策の展開 農畜産業の生産基盤の整備</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 30 年度まで></p> <p>詳細調査及び対策工</p> <p>調査結果を踏まえ、市内ため池に係る総合的な対策推進計画を策定。市民へのリスクコミュニケーションを実施した上で、ため池毎の放射性物質対策に係る実施計画を作成し、対策工を実施する。</p> <p>306 箇所の詳細調査を実施する。(面的モニタリング調査)</p> <p>239 箇所の実設計画を実施する。(詳細調査の結果から設計)</p> <p>190 箇所の対策工を実施する。(底質の固化、被覆、除去等)</p> <p><平成 31 年度></p> <p>対策工</p> <p>内容：41 箇所の対策工を実施する。(底質の固化、被覆、除去等)</p> <p><平成 32 年度></p>					

調査結果を踏まえて、市内のため池に係る総合的な対策推進計画を改訂。市民へのリスクコミュニケーションを実施した上で、ため池毎の放射性物質対策に係る実施計画を作成し、対策工事を実施する。

1. 詳細調査（平成30年度以降の追加など）
2. 対策工の検討・設計
 - (1) ため池の基本情報整理
 - (2) 放射性物質の影響評価（現場踏査～空間線量測定～水質調査～底質調査）
 - (3) 対策工の必要性及び対策工の検討（排出土の扱い検討も含む）
3. 対策推進計画策定
4. 対策工

地域の帰還環境整備との関係

市内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な水源施設であるため池の機能保全が必要である。そのためには放射性物質を含む堆積土砂の除去による利用や維持管理上の支障を低減させることが不可欠であることから、本事業導入により対策を実施したため池の機能保全・再生する。このことによって、営農再開に向けた条件を整え、農業復興を促すことで地域の再生加速化を図る。

関連する事業の概要

農山漁村地域復興基盤整備総合整備事業...八沢地区、右田海老地区、真野地区、金沢・北泉地区、原町東地区、原町南部地区

農山村地域復興基盤整備総合整備事業 ...押釜地区、馬場西地区、深野北地区、飯崎地区、小高東部地区、鹿島西部地区、南屋形地区

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

(様式 1 - 3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 31 年 1 月時点

本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	47	事業名	営農再開支援水利施設等保全事業(南相馬小高地区)	事業番号	(5)-40-7
交付団体	南相馬市		事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)	
総交付対象事業費	(44,922) 72,843(千円)		全体事業費	(92,736) 100,764(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>大震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設並びに農用地の保全管理が適切に行われてきたが、原子力災害による5年以上の避難により、農業用施設を管理する地域農業者が減少し従前のように適切な維持管理ができず施設の劣化、機能低下が進んでいる。</p> <p>このため、本事業を導入して農業用水利施設等の保全管理を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況を構築し、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進、地域農業の再建を図る。</p>					
事業概要					
(1)事業の概要 <p>本事業の対象となる小高区は、平成23年3月1日発災の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故による影響により5年以上の長きにわたり避難指示区域となっていたため、農地等の適正な管理ができなかった地区である。当該地区では雑草の繁茂など農地や水利施設等の周辺が荒廃している状況となっているため、農業用水利施設等の保全を行うことにより、営農を再開できる環境を整備する。</p>					
(2)事業量 <p>農業用水利施設等の保全</p> <p>1) 農道 N = 178 路線</p> <p>2) 農業用排水施設等(頭首工・揚水機場) N = 93 地区 (ため池) N = 92 地区</p>					
(3)復興計画への位置づけ <p>【南相馬市復興総合計画 基本指針1 地域の特性を見つめなおし、産業と交流がさかんなまちづくり】 P56</p> <p>・基本施策(2) 農林水産業の再興 施策 農業の再生と振興</p>					
当面の事業概要					
<p><平成31年度></p> <p>・農業用水利施設等の保全</p> <p>1) 農道 N = 165 路線</p> <p>2) 農業用排水施設等(頭首工・揚水機場) N = 86 地区 (ため池) N = 92 地区</p> <p><平成32年度以降></p> <p>継続して実施予定</p>					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>農用地や農業用施設の保全管理は、大震災前まで地域農業者が中心となって適切に行われてきたが、原子力災害による地域農業者の5年以上にわたる避難により、震災前のように適切な維持管理ができない状況が続いている。</p> <p>避難した地域農業者が避難指示の解除された小高区に帰還する環境を確保するためには、生業の確保が不可欠であり、農業は震災前から小高地域における主要な生業である。農用地や農業用施設の適切な管理によって、営農再開が可能な状態を確保し、地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進、地域農業の再興に繋げる。</p>					

関連する事業の概要

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 31 年 1 月時点

本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	59	事業名	渋佐・萱浜幹線排水路改修事業	事業番号	(5) - 40 - 15
交付団体	南相馬市		事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)	
総交付対象事業費	(298,100) 490,415(千円)		全体事業費	(495,950) 490,415(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>南相馬市原町区では震災以前の水稲作付面積が約 2,120ha あったが、震災後は避難指示区域及び旧緊急時避難準備区域を含め市全域で作付け休止の状況にあった。平成 25 年度から実証栽培が実施されたものの平成 30 年度は約 1,260ha(約 60%)にとどまっている。</p> <p>大震災以前は地域農業者を中心に農業用施設及び農用地の保全管理が適切に行われ、渋佐・萱浜幹線排水路も地元の水利組合等によって適切な管理が行われていたが、原子力災害の影響により農業用施設を管理する地域農業者が減少したため、従前のような適切な維持管理が困難となった。</p> <p>このことにより施設の劣化や損傷が進行・拡大し、現在は当該水路が豪雨時に越水することが危惧されており、農業のみならず地域防災の面においても悪影響を及ぼしている。</p> <p>原町区上渋佐、下渋佐地区の農地約 31ha を受益地とする農業用施設(幹線排水路)の機能を向上させ、農地の湛水不安を解消することによって、市全体で生業としての農業復興に向けた営農再開を促す必要がある。</p> <p>このことによって、避難している市民の早期帰還を促進し、農村地域の再生加速化を図るものである。</p>					
事業概要					
<p>基幹水利施設の整備 渋佐・萱浜幹線排水路の改修 改修内容 排水路改修工事 L = 780m 申請事業 要綱第 4 第 1 項イ 農山村地域復興基盤総合整備事業 別添 1 第 2(4) 農地防災事業 別添 1-6 第 2 取扱い別紙 1 ため池等整備事業 1(5)ア 用排水施設整備工事 要件 2(2) 小規模事業イ (受益面積 31ha) a 受益面積がおおむね 5 ヘクタール以上(取扱い別紙 1 別表第 1 番号 2 の地域) b 総事業費がおおむね 800 万円以上のもの</p> <p>【復興総合計画 基本指針 1 地域の特性を見つめなおし、産業と交流がさかんなまちづくり】 P 5 6 基本施策(2) 農林水産業の再興 施策 農業の再生と振興</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 31 年度> 排水路改修工事 L = 251m</p>					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>農業用水利施設は、地域として一元的な管理を行っているため、地域の再生を加速するためには、本事業導入によって農業用水利施設を整備し、営農意欲を高めていく必要がある。</p> <p>本地区については、全量生産出荷管理区域から除外されたものの、未だ生産を自粛する農家が多く見ら</p>					

れる。
関連する事業の概要

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 31 年 1 月時点

本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	67	事業名	営農再開支援水利施設等保全事業 (小高区農業施設)(基金型)	事業番号	(5) - 40 - 17												
交付団体	南相馬市		事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)													
総交付対象事業費	(368,028) 513,851(千円)	全体事業費		(368,028) 513,851(千円)													
帰還環境整備に関する目標																	
<p>南相馬市小高区は、震災以前の水稲作付面積が約 1,230ha であったが、震災後は避難指示区域に指定されたため、平成 23 年度～平成 26 年度は試験田を除いて作付け中止の状況にあった。平成 27 年度からは作付け再開準備区域となり実証栽培が行われ、平成 29 年度からは全量生産出荷管理区域となり、小高区全域の作付制限はなくなった。しかし、地域農業者の帰還が未だに進まず平成 30 年度の水稲作付予定面積は、約 60ha にとどまっている。</p> <p>震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設の維持管理は適切に行われていたが、原子力災害による長期にわたる避難の影響によって、維持管理を担う地域農業者が減少し震災以前のような適切な管理ができず、施設の劣化や機能低下が進んでいる。</p> <p>このため、本事業を導入して農業用施設の補修を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況を構築し、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進を図り、地域農業の再建を図る。</p>																	
事業概要																	
<p>(1) 事業の概要 農業用施設の利用再開のための補修を行い、営農を再開できる環境を整備する。</p> <p>(2) 事業量(平成 30～32 年度) 14 箇所 513,851(千円)</p> <p>農業用施設の補修</p> <table><tr><td>1) 頭首工修繕工事</td><td>3 箇所</td><td>2) 用排水路修繕工事</td><td>6 路線</td></tr><tr><td>3) サイフォン修繕工事</td><td>1 箇所</td><td>4) ゲート修繕工事</td><td>2 箇所</td></tr><tr><td>5) 取水設備修繕工事</td><td>2 箇所</td><td></td><td></td></tr></table>						1) 頭首工修繕工事	3 箇所	2) 用排水路修繕工事	6 路線	3) サイフォン修繕工事	1 箇所	4) ゲート修繕工事	2 箇所	5) 取水設備修繕工事	2 箇所		
1) 頭首工修繕工事	3 箇所	2) 用排水路修繕工事	6 路線														
3) サイフォン修繕工事	1 箇所	4) ゲート修繕工事	2 箇所														
5) 取水設備修繕工事	2 箇所																
【南相馬市復興総合計画 基本指針 1 地域の特性を見つめなおし、産業と交流がさかんなまちづくり】 P 5 6 基本施策(2) 農林水産業の再興 施策 農業の再生と復興																	
当面の事業概要																	
<p><平成 30～31 年度まで> 農業用施設 9 箇所を発注済(平成 30 年度)(368,028 千円) 頭首工修繕工事：2 箇所、用排水路修繕工事：3 路線、サイフォン修繕工事：1 箇所 ゲート修繕工事：2 箇所、取水設備修繕工事：1 箇所、</p> <p><平成 31～32 年度まで> 農業用施設 5 箇所の発注予定(平成 31 年度)(145,823 千円) 頭首工修繕工事：1 箇所、用排水路修繕工事：3 路線 取水設備修繕工事：1 箇所</p>																	

地域の帰還環境整備との関係

小高区内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な農業用施設である頭首工、用水路及び排水路等の機能回復が必要であり、当該事業を実施することにより、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上、住民の帰還促進及び地域農業を再建し、農業復興の加速化に結びつけるものである。

関連する事業の概要

--

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式1-3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成31年1月時点

本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	80	事業名	農業用取水施設(西殿堰)改修事業(基金型)	事業番号	(5)-40-22
交付団体	南相馬市		事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)	
総交付対象事業費	578,751(千円)		全体事業費	578,751(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>南相馬市原町区では震災以前の水稲作付面積が約2,120haあったが、震災後は避難指示区域及び旧緊急時避難準備区域を含め市全域で作付け休止の状況にあった。平成25年度から実証栽培が実施されたものの平成30年度は約1,260ha(約60%)にとどまっている。</p> <p>大震災以前は地域農業者を中心に農業用施設及び農用地の保全管理は適切に行われ、高平・萱浜地区の農地約147haを受益とする西殿堰も農業用水の取水源として、地域で一元的な管理が行われていたが、原子力災害の影響により農業用施設を管理する地域農業者が減少し、従前のように適切な施設の維持管理が困難な状況となった。</p> <p>震災後7年以上に亘り西殿堰の維持管理が行われなかったため、施設の発錆、腐食等の劣化、損傷がより一層進行したことで機能不全や不具合を多く生じており、営農再開に向けての大きな支障となっている。</p> <p>本事業は低下した施設機能の回復を図ることを目的としており、機能の回復によって効率的な取水を可能とすることで、市全体で生業としての農業復興に向けた営農再開を促進する。</p> <p>このことによって、避難している市民の早期帰還を促し、農村地域の再生加速化を図るものである。</p>					
事業概要					
基幹水利施設(堰)の改修 主要工事 西殿堰改修工事 申請事業 要綱第4第1項イ 農山村地域復興基盤総合整備事業 別添1第2(3) 水利施設整備事業 別添1-4第2-2(8) 地域農業水利施設保全型					
【復興総合計画 基本指針1 地域の特性を見つめなおし、産業と交流がさかんなまちづくり】 P56 基本施策(2) 農林水産業の再興 施策 農業の再生と振興					
当面の事業概要					
<平成31年度~平成32年度> 事業内容:西殿堰改修工事					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>本地区については、全量生産出荷管理区域から除外されたものの、未だ生産を自粛する農家が多く見られる。</p> <p>農業用水利施設は、地域として一元的な管理を行っているため、地域の再生を加速化するためには、本事業導入によって農業用水利施設を整備し、営農意欲を高めていく必要がある。</p>					
関連する事業の概要					
事業番号(5)-40-14(単年度型)第17回申請(平成29年度)にて測量調査設計を実施 効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1 - 3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 31 年 1 月時点

本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	81	事業名	営農再開支援水利施設等保全事業（大原地区）	事業番号	(5) - 40 - 23
交付団体		南相馬市	事業実施主体（直接/間接）	南相馬土地改良区（間接）	
総交付対象事業費		55,378（千円）	全体事業費	55,378（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
<p>南相馬市原町区では震災以前の水稻作付面積が約 2,120ha あったが、震災後は避難指示区域及び緊急時避難準備区域を含め、市全域で作付け休止の状況にあった。平成 25 年度から実証栽培が実施されたものの平成 30 年度の作付面積は約 1,260ha（約 60%）にとどまっている。</p> <p>東日本大震災以前は地域農業者を中心に農業用施設及び農用地の保全管理は適切に行われ、地域農業の発展を支えていたが、原子力災害の影響により農業用施設等を管理する地域農業者が減少し、従前のように適切な施設の保全が困難な状況となった。</p> <p>南相馬市原町区大原地区にある清水堰を受益（A=21ha）とする地域については、原町区北部の農山村部に位置し、昭和 53 年度よりほ場整備を実施して適切に農業用施設等を保全管理してきた地域であるが、福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線汚染により特定避難勧奨地点にも指定され、地域農業者の避難により保全管理が特に不能となった地域である。</p> <p>本地区の主體的な農業経営は個別経営体の担い手であり、現在のところ 50%程度の営農再開率となっている。施設の改善が図られれば、農業経営力を高めながら農地の集積化と作付け意欲が見られる地域であるが、これまで 7 年以上に亘り農業用施設等の保全管理が行われなかったため、堰の劣化や損傷が進行して機能不全を引き起こしており、営農再開に向けて大きな支障となっている。</p> <p>本事業導入によって、営農再開に向けた環境整備を行うことで避難者の帰還環境を整えとともに、営農再開により地域全体の農業振興及び地域再生の加速化を図るものである。</p>					
事業概要					
農業用施設（清水堰）補修 事業概要 実施設計業務 一式 補修工事 一式 申請事業 要綱第 4 第 1 項イ 農山村地域復興基盤総合整備事業 別添 1 第 2（7） 営農再開支援水利施設等保全事業（別添 1 - 10）					
【復興総合計画 基本指針 1 地域の特性を見つめなおし、産業と交流がさかんなまちづくり】 P 5 6 基本施策（2） 農林水産業の再興 施策 農業の再生と振興					
当面の事業概要					
<平成 31 年度> 清水堰補修 実施設計業務 一式 補修工事（ゴム製起伏堰、油圧ユニット、水位検知装置、取水口、管理施設等補修）					
地域の帰還環境整備との関係					
農業用水利施設は、地域として一元的に管理を行っており、地域の再生を加速化するためには、本事業導入によって農業用水利施設を整備して、営農意欲を高めていく必要がある。 なお、本地区は、全量生産出荷管理区域から除外されたものの、未だ生産を自粛する農家が多く見られる。					

関連する事業の概要

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成31年1月時点

本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	82	事業名	営農再開支援水利施設等保全事業(大谷地区)	事業番号	(5)-40-24
交付団体		南相馬市	事業実施主体(直接/間接)	南相馬土地改良区(間接)	
総交付対象事業費		23,180(千円)	全体事業費	23,180(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>南相馬市原町区では震災以前の水稻作付面積が約2,120haあったが、震災後は避難指示区域及び緊急時避難準備区域を含め、市全域で作付け休止の状況にあった。平成25年度から実証栽培が実施されたものの平成30年度の作付面積は約1,260ha(約60%)にとどまっている。</p> <p>東日本大震災以前は地域農業者を中心に農業用施設及び農用地の保全管理は適切に行われ、地域農業の発展を支えていたが、原子力災害の影響により農業用施設等を管理する地域農業者が減少し、従前のように適切な施設の保全が困難な状況となった。</p> <p>南相馬市原町区大谷(材がい)地区(約20ha)については、原町区北部の農山村部に位置し、昭和55年度よりほ場整備を実施して適切に農業用施設等を保全管理してきた地域であるが、福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線汚染により特定避難勧奨地点にも指定され、地域農業者の避難により保全管理が特に不能となった地域である。</p> <p>本地区の主体的な農業経営は個別経営体の担い手であり、現在のところ40%程度の営農再開率となっているが、施設の改善が図られれば農業経営力を高めながら農地の集積化と作付け意欲が見られる地域である。</p> <p>しかし、これまで7年以上に亘り農業用施設等の保全管理が行われなかったため、施設の発錆・腐食等の劣化や損傷による機能不全や不具合を多く生じており、営農再開に向けての大きな支障となっている。</p> <p>本事業導入によって、営農再開に向けた環境整備を行うことで避難者の帰還環境を整えるとともに、営農再開により地域全体の農業振興及び地域再生の加速化を図るものである。</p>					
事業概要					
大谷地区農業用施設補修					
事業概要 実施設計業務 一式					
補修工事 一式					
申請事業 要綱第4第1項イ 農山村地域復興基盤総合整備事業					
別添1第2(7) 営農再開支援水利施設等保全事業(別添1-10)					
【復興総合計画 基本指針1 地域の特性を見つめなおし、産業と交流がさかんなまちづくり】 P56					
基本施策(2) 農林水産業の再興 施策 農業の再生と振興					
当面の事業概要					
<平成31年度>					
大谷地区農業用施設補修 実施設計業務 一式					
補修工事 (水路L=203.4m、ゲート7か所、縞鋼板2か所、加温池1か所、取水口1か所等補修)					
地域の帰還環境整備との関係					
農業用水利施設は、地域として一元的に管理を行っており、地域の再生を加速化するためには、本事業導入によって農業用水利施設を整備して、営農意欲を高めていく必要がある。					
なお、本地区は、全量生産出荷管理区域から除外されたものの、未だ生産を自粛する農家が多く見られる。					

関連する事業の概要

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 31 年 1 月時点

本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	83	事業名	農地防災事業(小高江用水路)	事業番号	(5) - 40 - 25
交付団体	南相馬市		事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)	
総交付対象事業費	95,613(千円)		全体事業費	95,613(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>南相馬市小高区は、震災以前の水稲作付面積が約 1,230ha であったが、震災後は避難指示区域に指定されたため、平成 23 年度～平成 26 年度は試験田を除いて作付け中止の状況にあった。平成 27 年度からは作付け再開準備区域となり実証栽培が行われ、平成 29 年度からは全量生産出荷管理区域となり、小高区全域の作付制限はなくなった。しかし、地域農業者の帰還が未だに進まず平成 30 年度の水稲作付予定面積は、約 60ha にとどまっている。</p> <p>震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設の維持管理は適切に行われていたが、原子力災害による長期にわたる避難の影響によって、自然的・社会的状況が大きく変化し、維持管理を担う地域農業者が減少し、震災以前のような適切な管理ができず、施設の劣化や機能低下が進行している。</p> <p>当該水路は農業用水の送水施設として重要な役割を持つ一方、周辺地域から流入する排水施設として用排兼用の機能を果たしており、決壊すると下流域に多大な被害を及ぼすため、適切な通水断面の確保が必要不可欠な状況である。</p> <p>このため、本事業を導入して農業用施設の整備を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況及び溢水等による災害の未然防止を構築し、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進を図り、地域農業の再建を図る。</p>					
事業概要					
(1) 事業の概要 農業用施設の利用再開のための整備を行い、営農を再開できる環境を整備する。					
(2) 事業量 農業用施設の整備 1) 実施計画策定事業(実施設計、用地測量等) 1 式(事業実施期間: H31 年度) 2) 用排水施設整備工事 1 路線(用水路、分水ゲート等)(実施設計後申請予定: H32 年度～) ・実施要件 受益面積 55.5ha(20ha) 総事業費 7 億(基本設計時点)(800 万)					
(3) 事業実施主体 南相馬市(団体営)					
【南相馬市復興総合計画 基本指針 1 地域の特性を見つめなおし、産業と交流がさかんなまちづくり】 P 5 6 基本施策(2) 農林水産業の再興 施策 農業の再生と復興					
当面の事業概要					
<平成 31～32 年度> 1) 実施計画策定事業(実施設計、用地測量等) 1 式(事業実施期間: H31 年度) 2) 用排水施設整備工事 1 路線(L=3.64km) H32～					
地域の帰還環境整備との関係					
小高区内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な農業用施設である用水路等の機能回復が必要であり、当該事業を実施することにより、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上、住民の帰還促進及び地域農業を再建し、農業復興の加速化に結びつけるものである。					

関連する事業の概要
事業番号(5)-40-13(基金型)第17回申請(平成29年度)にて実施計画策定

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 31 年 1 月時点

本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	84	事業名	農業基盤整備促進事業(耳谷用水路)(基金型)	事業番号	(5) - 42 - 6
交付団体	南相馬市		事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)	
総交付対象事業費	211,770(千円)		全体事業費	211,770(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>南相馬市小高区は、震災以前の水稲作付面積が約 1,230ha であったが、震災後は避難指示区域に指定されたため、平成 23 年度～平成 26 年度は試験田を除いて作付け中止の状況にあった。平成 27 年度からは作付け再開準備区域となり実証栽培が行われ、平成 29 年度からは全量生産出荷管理区域となり、小高区全域の作付制限はなくなった。しかし、地域農業者の帰還が未だに進まず平成 30 年度の水稲作付予定面積は、約 60ha にとどまっている。</p> <p>震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設の維持管理は適切に行われていたが、原子力災害による長期にわたる避難の影響によって、維持管理を担う地域農業者が減少し震災以前のような適切な管理ができず、施設の劣化や機能低下が進んでいる。</p> <p>このため、本事業を導入して農業用施設の改修を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況を構築し、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進を図り、地域農業の再建を図る。</p>					
事業概要					
<p>(1) 事業の概要 農業用施設の利用再開のための改修を行い、営農を再開できる環境を整備する。</p> <p>(2) 事業量 農業用施設の改修 1) 用水路改修工事 1 路線(用水路、分水ゲート等)</p> <p>【南相馬市復興総合計画 基本指針 1 地域の特性を見つめなおし、産業と交流がさかんなまちづくり】 P 5 6 基本施策(2) 農林水産業の再興 施策 農業の再生と復興</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 31～32 年度> 1) 用水路改修工事 1 路線(L=968m)</p>					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>小高区内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な農業用施設である用水路等の機能回復が必要であり、当該事業を実施することにより、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上、住民の帰還促進及び地域農業を再建し、農業復興の加速化に結びつけるものである。</p>					
関連する事業の概要					
福島農業基盤復旧再生計画調査(農林水産省東北農政局実施)					

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	